

香川県報



第 15 号

平成 17 年

2月22日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立 （水産課） 一

漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出（七件） （ ） 二

道路の供用開始 （道路保全課） 三

公 告

一般競争入札の実施 （直島環境センター） 四

大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 （経営支援課） 五

土地改良事業の認可 （土地改良課） 六

県営土地改良事業計画の決定（五件） （ ） 七

教育委員会告示

第七十回香川県美術展覧会の会場、会期その他の出品に関し必要な事項 七

収用委員会公告

土地収用法の規定による収用及び使用の裁決手続の開始の決定 九

告 示

香川県告示第百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定により提出された特定第一号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認めらる。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

木田郡庵治町五四一三番地一五 竹本 富夫

木田郡庵治町四三〇一番地一 田中 満

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号庵治灘目区域

主として小型機船底びき網、流しさし網又はたこ縄を使用して営む漁業

香川県告示第百二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を

求めるため次のとおり届出があつた。

その指定漁船調書を平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで津田漁業協同組合に

おいて縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

さぬき市津田町津田三九五三番地二 石塚 順二

さぬき市津田町津田二二六九番地一 木村 員規

さぬき市津田町津田二四二八番地二 田中 幸男

二 加入区の名称

津田加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

津田漁業協同組合

香川県告示第百三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を

求めるため次のとおり届出があつた。

その指定漁船調書を平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで小田漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

さぬき市小田九八番地 松岡 善一

さぬき市小田六〇一番地 松岡 尹

さぬき市小田一七二番地 高橋 広海

二 加入区の名称

小田加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

小田漁業協同組合

香川県告示第百四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで鴨庄漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

さぬき市鴨庄三四六番地一 山本 等

さぬき市鴨庄三八〇七番地 石原 昌美

さぬき市鴨庄三六二五番地二 小玉 弘義

二 加入区の名称

鴨庄加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

鴨庄漁業協同組合

香川県告示第百五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで庵治漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

木田郡庵治町五八二四番地七 岡鼻 新一

木田郡庵治町五九二〇番地 山本 富士夫

木田郡庵治町九二一番地四 佐藤 健

二 加入区の名称

庵治加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

庵治漁業協同組合

香川県告示第百六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで丸亀市漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

丸亀市御供所町二丁目六番一七号 広田 香

丸亀市御供所町二丁目一三番八号 七座 満夫

丸亀市富士見町五丁目九番一号 九郎座 勝

二 加入区の名称

丸亀加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

丸亀市漁業協同組合

香川県告示第七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を
求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで観音寺漁業協同組合
において縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

観音寺市観音寺町甲一三四三番地二一 勝田 明

観音寺市琴浪町一丁目九番八号 馬場 安啓

観音寺市瀬戸町二丁目七番三号 三宅 芳男

二 加入区の名称

観音寺加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

観音寺漁業協同組合

香川県告示第八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を
求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十七年二月二十二日から同年三月八日まで伊吹漁業協同組合に
おいて縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

観音寺市伊吹町一七五〇番地 有限会社マルジン水産

観音寺市伊吹町二九〇番地 伊瀬 耕二

観音寺市伊吹町五一番地 久保 菊生

二 加入区の名称

伊吹加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

伊吹漁業協同組合

香川県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路
の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年二月二十二日から同年
三月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道（一般）

二 路線名 四百三十六号

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡内海町西村字清水甲一三五三九番三地 先から	一一・〇	二三七	昭和六十三年香川県告示第五百十五号及び平成十四年香川県告示第八百十九号で変更した区域
小豆郡内海町西村字清水甲四六番七地先ま で	一九・二		

四 供用開始の期日 平成十七年二月二十二日

公 告

香川県公告第百二号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号、以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 購入等件名及び数量 豊島廃棄物等処理事業 高度排水処理施設運転管理業務一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
- 4 履行場所 香川県小豆郡土庄町豊島家浦
- 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

- 1 次に掲げる要件を満たす者であること。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。
- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 日量六五立方メートル以上の能力を有する水処理施設（物理化学的又は生物化学的処理方式等により水を処理する施設をいう。）の運転又は管理を、過去五年間（平成十二年二月二十二日から平成十七年二月二十一日までの間をいう。）に六月間以上行った実績を有すること。

6 凝集膜分離処理法による処理設備の運転又は管理を行った実績を有すること。

7 紫外線照射及びオゾン酸化を含む光化学分解方式によるダイオキシン類分解設備の運転又は管理を行った実績を有すること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5、6及び7に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年三月十六日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。なお、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号七六一 三二一〇 香川県直島町二六二八 一 香川県直島環境センター
電話番号〇八七 八九二 二九八一
- 2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による入札不可とする。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
平成十七年三月二十八日午前十時十五分 直島環境センター二階入札室

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。
- 3 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行

しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十七年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は、入札説明書による。

香川県公告第百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年二月二十二日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社ママイ 愛媛県四国中央市金生町下分一三四九番地一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレッシュバリュー坂出店 坂出市昭和町一丁目九九五番一ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社ママイ 愛媛県四国中央市金生町下分一三四九番地一

4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年十月十五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、一六二平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
一一二台

(二) 駐輪場の収容台数
六〇台

(三) 荷さばき施設の面積
三一九平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
三二立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時

閉店時刻 午前零時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

香川県知事 真 鍋 武 紀

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前七時から午後七時まで

二 届出年月日

平成十七年二月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年二月二十二日(火曜日)から同年六月二十二日(水曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年六月二十二日(水曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改

良事業を行うことについて平成十七年二月九日認可した。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業中原地区
"	単独県費補助土地改良事業中原南地区
"	単独県費補助土地改良事業奈良谷池地区
"	単独県費補助土地改良事業浦山地区
"	単独県費補助土地改良事業中神内池地区
"	単独県費補助土地改良事業低池地区
"	単独県費補助土地改良事業下鯨越地区
"	単独県費補助土地改良事業本村東地区
"	単独県費補助土地改良事業松尾郷地区
"	単独県費補助土地改良事業一の井中原地区
"	単独県費補助土地改良事業池田本村地区
"	単独県費補助土地改良事業下代吸込池地区
"	単独県費補助土地改良事業大石地区
"	単独県費補助土地改良事業中原北地区

香川県公告第百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(県営ため池等整備事業(小規模)政所池地区)計画を平成十七年二月十日定めた。

その関係書類を香南町建設経済課において平成十七年三月一日から同月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）白鹿・大平池地区）計画を平成十七年二月十日定めた。

その関係書類を牟礼町建設経済課において平成十七年三月一日から同月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）緑谷・新池地区）計画を平成十七年二月十日定めた。

その関係書類を三木町産業振興課において平成十七年三月一日から同月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）桶屋池地区）計画を平成十七年二月十日定めた。

その関係書類を香川町建設課において平成十七年三月一日から同月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土

地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）行寺池地区）計画を平成十七年二月十日定めた。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年三月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

教育委員会告示

香川県教育委員会告示第一号

香川県美術展覧会規則（昭和五十二年香川県教育委員会規則第一号）第十四条の規定により、第七十回香川県美術展覧会の会場、会期その他の出品に関し必要な事項を次のとおり告示する。

平成十七年二月二十二日

香川県教育委員会

一 会場

香川県文化会館（高松市番町二丁目一 番三九号）

二 会期

第一期（第一部 洋画、第三部 彫刻） 平成十七年六月一日（水曜日）から同月十日（日曜日）まで（月曜日休館）

第二期（第一部 日本画、第五部 書） 平成十七年六月十五日（水曜日）から同月二十六日（日曜日）まで（月曜日休館）

第三期（第四部 工芸、第六部 写真） 平成十七年六月二十九日（水曜日）から同年七月十日（日曜日）まで（月曜日休館）

三 観覧時間

午前九時から午後五時まで（入館は午後四時三十分まで）。ただし、金曜日は午前九時から午後七時三十分まで（入館は午後七時まで）

四 出品することができる作品

出品することができる作品は、その出品しようとする者が制作したもので、公衆その

他の展覧会に出品又は陳列したことの無いものとする。ただし、高等学校以下の生徒等の作品は、出品することができない。

五 出品料

二千元

六 作品の点数

全部門を通じて、一人一点とする。

七 作品の大きさ及び重量

第一部 二号以上一 号以内。ただし、横幅二三・三センチメートル以内(屏

風の場合は、第五部に準ずる。)

第二部 二 号以上一 号以内。ただし、横幅二三・三センチメートル以内(版

画の場合は、二 号未満も可とする。)

第三部 高さ二メートル以内、最長部の長さ二メートル以内、占有面積二・二五平方

メートル以内及び重量二 キログラム以内

第四部 立体 一辺六 センチメートルの立方体以内

壁面 縦横ともに、一・八メートル以内

棚・衝立 幅一・五メートル以内及び重量五六キログラム以内

立体作品の場合は、出品票に作品の前後が分かるようなレアウト等を記入すること。

第五部 仕上り寸法縦二・一メートル以内及び横一・八メートル以内。ただし、面

積一・五平方メートル以内及び重量二五キログラム以内(卷子本・帖の場合は、

縦四 センチメートル以内。横は自由とする。)

第六部 モノクローム又はカラー(プリントに限る。)

単写真 半切(実画面の長辺四 センチメートル)以上全倍まで。ただし、

仕上り寸法長辺一・一メートル以内及び短辺 八メートル以内。

木製パネル張り又はマットパネル張りにすること。(額装不可)

組写真 仕上り寸法長辺一・八メートル以内及び短辺 九メートル以内

木製パネル張り又はマットパネル張りにすること。(額装不可)

組写真の場合は、出品票にレアウト等を記入すること。

八 作品の搬入

場所 香川県文化会館

期間 平成十七年五月十三日(金曜日)から同月十五日(日曜日)まで

時間 午前九時から午後四時まで

作品を出品しようとする者は、作品を搬入するときに、出品料と規定の出品申込書を提出すること。

出品申込書交付場所

香川県文化会館、香川県教育委員会事務局文化行政課、各教育事務所及び各県民センター

高松市教育委員会事務局文化振興課、丸亀市教育委員会事務局文化課、坂出

市教育委員会事務局社会教育課、善通寺市教育委員会事務局文化振興室、観音寺市

教育委員会事務局生涯学習課、さぬき市教育委員会事務局生涯学習課及び東かがわ

市教育委員会事務局生涯学習課

高松市美術館、坂出市民美術館、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館及び善通寺市美術館

九 鑑査及び審査結果発表の日時及び場所

平成十七年五月二十五日(水曜日) 午前一時 香川県文化会館

十 来館者が選ぶ賞の結果発表の日時及び場所

平成十七年七月十二日(火曜日) 午前一時 香川県文化会館

十一 作品の返還

場所 香川県文化会館

期間 陳列しない作品 平成十七年五月二十五日(水曜日)から同月三十一日(火曜

日)まで

第一期に陳列する作品 平成十七年六月十四日(火曜日)から同年七月三日

曜日)まで

第二期に陳列する作品 平成十七年六月二十八日(火曜日)から同年七月三日

(日曜日)まで

第三期に陳列する作品 平成十七年七月十一日(月曜日)から同月十七日(日

曜日)まで

時間 午前九時から午後五時まで

返還期間経過後は、作品管理の責めを負わない。

十二 その他

詳細については、香川県文化会館（電話 八七 八三一 一八 六）に問い合わせる。

収用委員会公告

香川県収用委員会公告第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成十七年二月二十二日

香川県収用委員会

一 起業者の名称

香川県

二 事業の種類

西条東川砂防施設整備事業（香川県小豆郡内海町西村字下図地内）及びこれに伴う附帯工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の住所及び氏名

大阪府大阪市生野区中川二丁目七番一三号 大信観光開発株式会社
清算人 大阪府東大津市東豊中町二丁目八番二四号 重田要

五 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

徳島県徳島市八万町中津浦二四番地の一〇 畑田正 地役権
香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県 代表者香川県知事真鍋武紀 地役権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十七年二月十四日

（「添付実測平面図」は、省略し、その図面は香川県土木部土木監理課用地対策室にお

いて縦覧に供する。）

別表

所在 香川県小豆郡内海町西村字下図地内

地番	地目		地積		収用しようとする土地の積	使用しようとする土地の積	備考
	登記簿	現況	登記簿	実測			
乙 1704番2	雑種地	公衆用 道路	m ² 160	m ² 160.00	m ² 47.10	m ² 4.00	（収用しようとする土地の区域） 添付実測平面図のa, b, c, d, e, f, g, h, aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域（使用しようとする土地の区域） 添付実測平面図のi, j, e, d, c, iの各点を順次直線で結ぶ黄色の区域

平成十七年二月二十二日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月額二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています